

## A. 該当するケース

以下の1又は2に該当するフィリピン国籍の方

- ☞ 発給される数次有効査証は、審査結果に応じて、以下のいずれか（滞在期間：15日、30日又は90日。査証の有効期間：1年、3年、5年又は10年）
- ☞ 本数次有効査証は商用目的用だが、2回目以降の訪日時は観光や親族・知人訪問目的でも使用可

### 1. 商用目的（次のいずれかに該当する方及びその配偶者、子）

- (1) 国営企業の常勤者
- (2) 株式市場上場企業（第三国・地域の株式上場企業を含む。）の常勤者
- (3) 日系企業商工会の会員であり、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む。）の常勤者
- (4) 株式市場上場企業（上記（2）に同じ。）が出資する合弁企業、子会社、支店等の常勤者
- (5) 日本の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者
- (6) フィリピンの年間総売上高上位1000社に含まれる企業の常勤者
- (7) 過去3年間に、日本への商用目的での渡航歴及びG7諸国（日本を除く。）への複数回の短期滞在での渡航歴がある有職者
- (8) 過去3年間に日本へ商用目的で3回以上の渡航歴がある有職者

### 2. 文化人・知識人等（次のいずれかに該当する方及びその配偶者、子）

- (1) 相当程度の業績が認められる美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家及び人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者
- (2) 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者
- (3) 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
- (4) 大学の講師以上の職にある方（常勤者に限る。）
- (5) 国公立の研究所及び国公立の美術館・博物館の課長職以上の職位にある方
- (6) 国会議員、州知事、州副知事、市長、カトリック司教、国家公務員、地方議会議員、地方公務員

## B. 提出書類（各書類の詳細は、[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00898.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html)）

※は当館 HP でダウンロード可

- ① パスポート（要署名）
- ② 査証申請書※（4.5×3.5cmの顔写真貼付）
- ③ 数次有効査証発給希望理由書※
- ④ 在職証明書（企業・団体における申請者の職位、給与、在職期間を明記）
  - ・自営業者の場合→会社名登録票写し
- ⑤ 上記A1又はA2に該当することを証する資料

#### 【併せて提出する書類】

- ・ A1（商用目的）の場合 → 数次の渡航目的を説明する資料（所属先からの出張命令書等）
- ・ A1（7）又は（8）の場合 → 過去3年以内における日本/G7諸国への短期滞在査証及び入国印が確認できるパスポート
- ・ A2（2）の場合 → Profession Regulation Commission 発行のIDカード写し
- ・ A2（2）の弁護士の場合 → Integrated Bar of the Philippines 発行の会員証写し
- ・ A1又はA2の配偶者（又は子）の場合 → 有職者等との関係を立証する資料（PSA 発行の婚姻証明書又は出生証明書）
- ・ A1又はA2の配偶者（又は子）が有職者等と別に申請する場合 → 有職者等のパスポート写し（身分事項ページと数次有効短期滞在査証のページ）